

# お知らせコーナー

## 市の組織・機構を改正します

市役所企画政策課

社会経済情勢や行政課題に的確に対応し、分かりやすく効率的な組織にするため、4月1日から改正します。

## ●都市整備課の設置

土地区画整理、街路、公園といった都市施設整備に関する業務を一体化し、効率的に業務を遂行するため、区画整理課と都市計画課の都市施設グループを統合し、都市整備課を設置します。

## 国民健康保険運営の適正化にご協力を

市役所国保年金課

国民健康保険（国保）の加入者のうち、収入が少なく職場の社会保険などに加入しているかたの収入によって生計を維持しているかたは、家族の被扶養者に認定されること

があります。

被扶養者に認定されると、そのかたの国保税がかからなくなり、該当する場合は扶養者の勤務先で認定手続きをしてください（社会保険料は変わりません）。

適切な健康保険に加入することで国民健康保険運営の適正化が図られますので、ご協力をお願いします。

●認定された場合は届け出を  
社会保険などの被扶養者に認定された場合は、市役所国保年金課、支所、市民センターへ届け出てください。

▼持ち物 国民健康保険証、勤務先の健康保険証、認定されたかたと世帯主のマイナンバーが分かるもの、届け出するかたの本人確認ができるもの



## 国民年金付加保険料

市役所国保年金課

定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。納付は、申し出た月分からとなります。

## ●納めることができるかた

国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者  
※国民年金基金に加入中のかたは除く

## ●付加保険料

月400円

## ●付加年金額

老齢基礎年金額に「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされます。2年間で納めた保険料と同額になります。

## 75歳になる国民健康保険加入の世帯主のかたへ

市役所国保年金課

国民健康保険税は世帯主に課税されます。世帯主本人が75歳となり、後期高齢者医療制度に加入したときでも、同一世帯に国民健康保険の加入

者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。  
平成29年度に75歳になるかたは、国民健康保険税を2月まで年金天引きで納めていても、4月からは普通徴収（納付書払いまたは口座振替）で納めることとなります。

## 国民年金保険料

### 学生納付特例制度

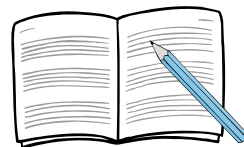
市役所国保年金課

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して承認されると、在学中の納付が猶予されます（本人に所得がある場合などは承認されないことがあります）。

猶予期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するために必要な資格期間に算入されます（10年以内に追納すると、年金額にも反映されます）。

▼対象年度 平成29年度（4月～平成30年3月）  
▼申請期間 4月から随時  
▼申請先

市役所国保年金課、支所  
※平成28年度以前に申請し、今後も在学予定があるかたには日本年金機構からはがきが送付され、記入して返送することで申請できる場合もあります



## 「寄付ありがとうございます」

●安心して元気に暮らせるまちに関する事業のために  
西正和広様（東京都大田区 20万円）

●市民病院へ  
家田美智雄様（千代町）  
四輪抑制ブレーキ付き

歩行車 2台

●荻須記念美術館へ  
荻須恵美子様（東京都目黒区）  
荻須高徳作絵画 1点

●稲沢イルミネーションは  
じめ各イベントのために  
豊田合成様（清須市）  
太陽光発電パネル付きLEDランプ 1740個

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

会員募集